

危険ブロック塀等除去事業

道路沿いにある危険なブロック塀を除去しようとする場合に解体工事費用の一部を補助します。

補助対象

- ①道路に面したブロック塀で、道路面からの高さが1 m （擁壁上の塀は、0.6 m ）以上あること
- ②危険と判定されたブロック塀など

ブロック塀実態調査

（市が行う調査で、AからEまでの5段階判定）

※D判定：補強または改修などの検討が望まれる

E判定：除去することが望まれる

D、E判定の場合

ブロック塀解体工事

補助金額

除去面積1平方 m あたり4千円（限度額15万円）

申込受付募集件数

木造住宅耐震診断助成事業	30件
木造住宅耐震改修工事助成事業	10件
危険ブロック塀等除却事業	2件

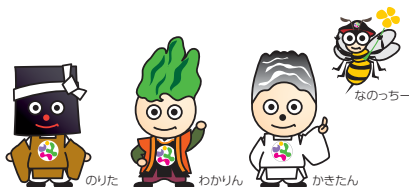
受付期間

受付期間は、5月1日(火)～平成31年1月31日(木)で、先着順です。

安全なまちをつくりましょう

昭和56年(1981年)以前に建てられた住宅は、地震に対して倒壊しやすいことが分かっています。近年の東日本大震災、熊本地震の発生をみると、大地震はいつ起こるか分かりません。

安全なまちをつくるために、市の支援を利用し、建物の耐震対策に取り組みましょう。



問・申込 定住促進課指導係 ☎364-1126

見つめ直そう！わが家の

耐震対策

大規模地震に備え、安全なまちをつくるために、木造住宅の「耐震診断助成」や「耐震改修工事助成」、危険ブロック塀の「解体工事費用補助」など震災対策の支援を行っています。

木造住宅震災対策事業

（昭和56年5月以前に建築した戸建て住宅が対象）

①住まいの耐震診断を行いましょう

「木造住宅耐震診断助成事業」

専門家（耐震診断士）を派遣して、自宅の耐震診断を行います。

自己負担 8,300円

（診断費用148,300円/戸 市負担140,000円/戸）

※床面積が200平方 m を超える場合は、問い合わせください

②改修工事を行いましょう

「木造住宅耐震改修工事助成事業」

補助対象

①の耐震診断助成事業で作成した改修計画に基づき耐震改修工事や建て替えを行う住宅および耐震改修と併せてそれ以外の工事を行う住宅

※年度内に完成するものに限りです

補助金額

耐震改修工事内容により、次のいずれかの額

(1) 耐震改修工事のみ実施の場合

⇒耐震改修費用の25分の16の額

（限度額80万円）

(2) 耐震改修工事+それ以外の工事(10万円以上)を実施した場合または、建て替えの場合

⇒耐震改修費用の5分の4の額

（限度額100万円）

+それ以外の工事費用の2分の1の額

（限度額20万円）

補助金が最大55万円から100万円に拡充されました